

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2463号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

冬のダイコン干し(神奈川県三浦海岸)



### もくじ

活版部 情報随情 情報随情 情報随情  
フォーラム 情報随情 情報随情 情報随情  
情報随情 情報随情 情報随情 情報随情

16年度政府予算編成で実行運動「全国町村会  
地域再生構想の提案募集について」  
伝説ある観光乗馬で町おこし「山梨県小淵沢町」  
カブセルNOW&NEW  
町村週報主要索引(平成15年9月～12月)  
冒険と町政  
新任都道府県町村会長の略歴(山形県・大分県)  
政策リーダー

兵庫県日高町長 清水 豊  
15) (14) (13) (12) (11) (8) (6) (2)

●写真募集●  
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。  
送り先: 全国町村会・広報部

### 閑話休題

本年十月三十日、三十一日の両日にわたって、岐阜の高山市で、全国市長会ほかによる第六十五回全国都市問題会議が開催された。約三千人の市長・都市関係者が集まり、これからのまちづくりについて、研究熱心な内容の提言、事例報告が続き、盛況であった。

都市間競争時代の到来のなかで、いかにして自分の町の魅力を高め、まちの繁栄と住民の幸せ向上に結びつけていくかが問われている。折しも国土交通省は十一月一日、都市部

### 住民は旅人、旅人は住民

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授  
木村 尚三郎

を中心に美しい景観づくりを目指す「良好な景観形成総合的推進法案」(仮称)をまとめた。

確かに日本の都市は、とりわけ戦後汚くなった。このことが、外国人にとって日本の魅力を損なう、大きな要因の一つとなっていることは否めない。美しい都市景観づくりのための法案は、大賛成である。

ただその場合の「美しさ」とは、街角のどこかに立ち止まってパチリと写真を撮り、美しいなと思うだけ

では、もはや不十分である。先行き不透明ななかで、小は散歩、大は海外旅行の、いつも、動きつづくらず、時代がやってきた。「住民は旅人の眼でまちを歩き、旅人は住民の心で、まちの「くらしのいのち」の知恵と楽しさを味わおうとする。つまりは歩きながらの美しさ、動く景観の魅力が、いま問われている。スタイル写真ではなく、ハミルビデオの美しさ、魅力である。

しかも目だけではなく、同時に耳鼻口手足に  
とつての美しさ、心地よさが、都市景観の総体を形作り、その是非を決定する。私どもの大学の学園祭(浜松)が、十一月一日、二日の両日催されたが、入口を入った途端、小さな子が「いい匂い!」と叫んだ。ヤキトリの匂いであった。お茶のいい匂いがしなければ、お茶のまちは云えないだろう。いい鐘の音、いい静けさ、いい石畳などのすべてが、これからのまちの景観を形づくる。住民にも旅人にもひとしく、である。

全国  
町村会

## 16年度政府予算編成で実行運動

全国町村会は、平成16年度政府予算編成を控え、12月4日に予算対策本部を設置するとともに、12月11日に常任理事会を開催、会議終了後、役員が自由民主党や関係省庁幹部に面談し、12月3日に開催した全国町村長大会で採択した「緊急重点決議」「全国町村長大会要望」並びに「町村からの提言」の中から市町村合併や地方交付税制度など現下の町村行財政にとって特に重要である要望事項について、その実現方を要請した。

要請活動は四つの班に分かれて実施。自由民主党には、山本会長（福岡県添田町長）、鹿野副会長（宮城県鹿島台町長）、野中副会長（京都府園部町長）、松本副会長（佐賀県北方町長）が、総務省と国土交通省には水野常任理事（岐阜県笠原町長）、唐沢常任理事（長野県小布施町長）、竹田常任理事（鳥取県関金町長）、富永常任理事（熊本県菊陽町長）が、厚生労働省には、高橋常任理事（山形県川西町長）、青木常任理事（東京都日の出町長）、藤田監事（愛知県小坂井町長）、宮城常任理事（沖縄県嘉手納町長）が、農林水産省には、海老澤常任理事（北海道上磯町長）、魚津監事（富山県朝日町長）、児玉監事（広島県高宮町長）、藤崎常任理事（高知県吾川村長）がそれぞれ実行運動を行った。

## 重要要望事項

以下は、全国町村長大会要望、「全国町村長大会緊急重点決議」、「町村からの提言」から今回要請し

特に重要な事項を抜粋したもの。  
1、小規模市町村の「1万人未満」の明示は行わないこと。

第27次地方制度調査会の答申に

において、現行の合併特例法の失効後は、新法を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すため都道府県が市町村合併に関する構想を策定するとし、この構想には合併を行うことが期待される対象の一つとして「小規模市町村に係る合併」が定められるとしている。そして、小規模な市町村としては「おおむね1万人未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である」としている。

小規模市町村の小規模を、「人口1万人未満」とすることに合理的な根拠があるとは思えず、人口のみを基準として「小規模」と称するのは、空間の広がりをもった考慮に入れない定義であり、小規模だから行財政能力がないときめつけてしまうのは、町村の実態を無視するものである。

都道府県が策定する市町村合併に関する構想において、その目安になる人口規模として「1万人未

満」を明示することには強く反対する。

2、都道府県知事の合併に関する勧告はやめること。

国は、合併新法では、合併特例債等のような財政支援措置をとらず、都道府県の関与を増強することにより平成17年4月以降もさらに市町村合併を推進しようとしている。この関与の増強は、関係市町村の自己決定権を著しく制約するだけでなく、都道府県と市町村間の対等・協力の関係を損なうものになりかねない。

都道府県知事が、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併のあっせん等を行うことは、都道府県の連絡調整機能を超えるものであり、分権時代の都道府県あり方としては、あくまでも技術的助言や情報の提供等にとどめるべきである。

都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、ある

活 動

自民党久間幹事長代理(中央)と左から松本副会長、野中副会長、山本会長、鹿野副会長



自民党堀内総務会長(中央)と左から山本会長、野中副会長、鹿野副会長



自民党額賀政調会長(中央)と左から野中副会長、山本会長、鹿野副会長



自民党谷津組織本部長(中央)と左から野中副会長、鹿野副会長、山本会長、谷合事務総長



いは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討するとしているが、この制度の導入は、合併を強制的なものにしかねず、合併新法に規定すべきではない。

3、市町村の強制的な合併は行わないこと。

市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

4、地方交付税のもつ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、必要な総額を確保すること。

税源偏在という現実を踏まえ、地方交付税のもつ財源調整機能及び財源保障機能を絶対堅持すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり

方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。

特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しくかつ人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

5、税源移譲等により町村税財源の充実確保を図るとともに、税源移譲が町村に十分及ばないことへの配慮を行うこと。

地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するために、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、町村は人口、従業員数とともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても、

活 動

西村総務事務次官(右)と右から唐沢常任理事、富永常任理事、水野常任理事、竹田常任理事



国土交通省三澤審議員(左)と右から唐沢常任理事、富永常任理事、水野常任理事、竹田常任理事



金田農林水産副大臣(中央)と右から藤崎常任理事、児玉監事、海老澤常任理事、魚津監事



福本農林水産大臣政務員(左)と右から海老澤常任理事、魚津監事、藤崎常任理事、児玉監事



併せて検討すること。

なお、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

**6、国庫補助負担金の廃止・縮減による単なる地方への負担転嫁は絶対に行わないこと。**

国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

なお、国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単に地方への負担転嫁をもたらすようなことは絶対にしないこと。

また、必要とされる事務事業である限り、一般財源化等を行うなど、明確な代替措置を講じること。

**7、個人住民税の均等割については、過大な負担とならないよう配慮し、税率を引き上げること。**

**8、入湯税の税率を引き上げること。(入湯税の堅持を図ること。)**

**9、社会福祉対策の推進**

「新エンゼルプラン」の着実な推進をはかること。

保育所と幼稚園の一元化をは

かること。

乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

支援費について、平成16年度「居宅生活支援事業」に係る国庫補助には必要な財源を確保すること。

**10、介護保険制度の円滑な実施**

被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう制度化すること。

市町村が希望する場合には、都道府県単位での広域連合組織等運営を推進すること。

第1号保険料にかかる特別徴収の対象範囲(遺族年金、障害年金等)を拡大すること。

調整交付金5%を国の負担25%の外枠とすること。

要介護認定期間を6ヶ月から原則1年間に延長すること。

家族介護に対する現金給付を制度化すること。

また、同居家族に対する時間規制の2分の1要件を削除すること。

療養型病床群は全て医療保険の適用とすること。

事務費については、要介護認定等に要する費用の2分の1を補填するよう制度化すること。

活 動

森厚生労働副大臣(中央)と右から高橋常任理事、青木常任理事、藤田監事、宮城常任理事



大塚厚生労働事務次官(中央)と右から高橋常任理事、青木常任理事、宮城常任理事、藤田監事



また、制度化されるまでの間、事務費交付金の必要額全額を確保すること。

「養護老人ホーム、グループホームに住所地特例を適用すること。」

11、医療保険制度の一本化の実現等

市町村国保は年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れ(14年度見込み3、680円)は限界である。

負担と給付の公平化をはかるため、医療保険制度の一本化を実現

すべきである。

今年3月に閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」では、医療保険制度の基本的方向として、被用者保険、国保それぞれについて、「再編・統合を進めるにあたっては、都道府県単位を軸とした保健運営について検討する。」と記述されており、将来の医療保険制度の一本化の方向からみて前進したものと評価している。

診療報酬の改定に際しては適正化(引き下げ)をはかるとともに、薬価及び保険医療材料価格の適正化(引き下げ)をはかると

と。レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

12、農業・農村対策の推進

(1) 新たな米政策への円滑な移行  
特に、水田農業構造改革交付金(産地づくり推進交付金)については、多様な地域の特性や創意工夫を活かすよう、必要な予算の確保をはかること。

(2) WTO農業交渉への対応  
今後のWTO交渉及びFTA(自由貿易協定)交渉においても、国内農林水産業を守る観点に立つて、粘り強い交渉を展開すること。

13、森林・林業対策の推進

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進  
基本計画に基づき、森林・林業施策の総合的・計画的な推進をはかるとともに、新たな税財源(全国森林環境・水源税(仮称)、温暖化対策税等)の創設・導入をはかると、国民的支援の仕組みを構築すること。

14、水産業対策の充実

(1) 漁場、沿岸環境保全対策の推進  
漁場環境及び生態系の保全をは

かるため、藻場・干潟の再生・造成・水質の改善等に努めるとともに、海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかると。

15、社会資本整備重点計画に定められた重点目標の達成

(1) 下水道整備の推進  
社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、下水道事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(平成14年度未普及率全国ベース65.2%、5万人未満の市町村31.8%)

(2) 町村道整備の推進

社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるように配慮すること。

また、道路特定財源については、所要財源の確保をはかると。

(道路実延長のうち、84.4%を占める市町村道の改良率は52.8%、舗装率は17.3%)

# 地域再生構想の 提案募集について

内閣官房地域再生推進室

すべく、地域自らの知恵と工夫により、「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現することを目的とするものです。地域再生を実現するためには、意欲のある地方公共団体が、地域の特性を踏まえつつ、自ら地域再生のための構想を立案し、その構想に基づいて、住民や民間事業者など地域の構成員と一体となって積極的な取組を進めることが肝要です。その構想を実現する上で、必要な政府の支援措置を御提案いただき、これを受け、政府一丸で全面的に支援するということを基本としていくところです。

地方公共団体や民間事業者等からの地域再生構想の提案を実現するために必要な政府の支援措置についての要望を募り、これらを基に政府としての対応を決定するものとして「地域再生推進のためのプログラム（仮称）」を作成し、2月下旬を目途に開催される地域再生本部において決定することを予定しております。また、プログラムの決定後、必要な法令改正を行った上で、地域再生を支援する具体的な地域の指定を行うこととしております。

そこで、同基本指針に基づき、地域再生構想と地域再生構想に基づく個別の支援措置に関する提案の募集を行いますので、応募期間が短くなり恐縮ですが、以下の「地域再生構想の応募に当たって」を御確認の上、できる限り多くの支援措置を実現すべく、御提出ください。

## 地域再生構想の応募に当たって

### 第1 募集の対象

今回の募集においては、地方公共団体が立案する地域再生構想を実現するために必要な支援措置への提案を募集します。

各地方公共団体からの提案を受け付けた後、各府省庁との調整を重点的かつ効率的に進めていくため、今回の検討については、「地域再生推進のための基本指針」の趣旨に沿ったものであつて、次の条件を満たすものを対象とすることとしますので、御留意ください。

#### (1) 地域再生構想について

イ、単に特定の事業を推進するための構想ではなく、当該地域の地域再生のためのビジョンに基づくものであること。

ロ、具体的な意義・目標及び具体的な実施事項が掲げられ、当該意義・目標を達成するために当該具体的な実施事項が必要であることのほか、国による支援措置を受けることとなった場合には、その実現性が乏しくないこと。

ハ、当該地域再生構想を実現することにより、地域経済の活性化と地域雇用の創出に具体的な効果があること。

(2) 地域再生構想を実現するために必要な支援措置

イ、地域再生構想を実現するために必要な支援措置であり、地域再生構想との関係が明らかにされていること（なお、行政サービスの民間開放等、権限移譲、施策の利便性の向上、各種施策の集中・連携等を除いた、本来、構造改革特区

の提案募集で対応すべき事項については、構造改革特区によって対応することとします。

また、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の別表1若しくは別表2又は構造改革特区の第三次提案に対する政府の対応方針について（平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定）の別表1若しくは別表2に記載されている事項については、今般の募集の対象外ですので、御留意ください。

構造改革特区の第4次提案募集の際に提案されている事項については、今般、重ねて提案いただく必要はありません。

ロ、具体的な問題意識や具体的に改善等を求める措置の内容が明らかにされていること。

ハ、提案する地方公共団体が、自ら条例を制定したり、許認可を行うなどの自らの権限を行使することにより実現できるもの（当該地方公共団体が独自に行っている規制等を含む。）でないこと。

ニ、新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること（ただし、例えば補助金の利用条件等に係る要件緩和など利便性の向上に関わるものであれば可）。

### 第2 応募の方法

#### 1、応募様式

様式（地域再生に係る支援措置提案書、エクセル形式）に御記入の上、御提出ください。御記入に当たっては、それぞれの記入要領を御参照く

政府においては、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進することを目的とし、本年10月24日の閣議決定に基づき、地域再生本部を設置し、内閣官房地域再生推進室において地域再生のための政府の支援措置の在り方の具体化の検討及び制度設計を行ってきましたが12月19日の「地域再生推進のための基本方針」が地域再生本部において決定されました。（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikksaisei/kettei/031219sisin.html>）

地域再生は、「国から地方へ」「官から民へ」の構造改革の流れを強化

情 報

地域再生推進のための基本指針（概要）

【1. 地域再生に関する基本的な考え方】

- 「国から地方へ」「官から民へ」の構造改革の流れを強化
  - 地域自らの知恵と工夫により「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現
- ⇒ 「地域が自ら考え行動する、国はこれを支援する」ことを基本  
（地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。）

【2. 地域再生の取組の方針】

各地域の役割

- 地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新規産業創出をはじめとして「地域再生計画」を策定
- 地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などを有効活用

①要望の提案

③地域再生計画の作成

国の役割

全面的支援

④計画の認定

②「地域再生推進のためのプログラム（仮称）」決定（政府の対応）

- 行政サービスの民間開放を阻害している制度的要因の除去
- 思い切った権限移譲の取組促進
- 補助金要件の改善などの施策の利便性の向上
- 各府省の支援施策を連携・集中 等

※積極的に構造改革特区制度を活用

地域再生本部が総合調整、連携

内閣の関係機関や各府省が行っている 各種施策

- 雇用対策
- 中小企業の再生
- 事業転換などの経営革新
- 地域の基幹産業の再生
- 観光など新規産業の創出
- 都市と農山漁村の共生・対流 等

【3. 今後のスケジュール等】

- 12月下旬～1月下旬 全国の地方公共団体、事業者等から提案募集
- 2月下旬 国として支援すべき事項を「プログラム」として地域再生本部で決定  
（注）法律改正が必要な事項については所要の法案を提出

ださい。

なお、様式のエクセル形式の電子ファイルについては、内閣官房地域再生本部（<http://www.kantei.go.jp/singi/tikisaisei/index>）全国町村会（<http://www.zck.or.jp>）のサイトからダウンロード可能です。

**2、提出する資料**

様式及び添付資料を地域再生構想ごとにクリップ止め（ホチキス止めは不可）した上で5部提出していただくとともに、様式については、必ず電子ファイル（エクセル形式）をM

○又はFDにより御提出ください。

また、地域再生構想等の内容をワーポイント等のソフトを用いて分かりやすく図示した資料を積極的に作っていただきたいと思いますが、そのような資料を含めた添付資料の電子データについては、様式を収納したMO又はFDとは別のMO又はFDにより御提出ください。

なお、様式のファイルの保存の際には、下記の「様式のファイル名の付け方のルールについて」を遵守していただきますようお願いいたします。

**3、提出方法**

平成16年1月15日（木）17時まで  
 に、郵送又は直接持込みにより、下記の担当あて御提出ください（郵送の場合には、同日必着）。

FAXや電子メールでの提出は受け付けませんので、あらかじめ御承ください。

**【担当】**  
 内閣官房 地域再生推進室  
 大塚 小幡、村上（正泰）、黄地  
 〒105 0001  
 東京都港区虎ノ門1 23 7

虎ノ門23森ビル6階  
 問い合わせは次のメールアドレスまで  
 i:chiki@gas.go.jp

**様式のファイル名の付け方のルールについて**

1、様式は、地域再生構想ごとに、それぞれ別のファイルとして保存してください（一つの地域再生構想に基づき、複数の支援措置を提案される場合には、ファイル数は一つになります。）。また、ブック形式を活用して1つのファイルに複数の様式を保存することは行わないでください。

2、地域再生構想を実現するために必要な支援措置ごとにファイルを分けて保存してください。

3、ファイルの名称は、「x」  
 としてください（すべて全角）。

ここで、

・「」の部分には、提案主体名を記入してください。市町村の場合には、必ず都道府県名から続けて記入してください。

例… 県、 県、 市

・複数の団体による共同提案の場合には、様式中に連絡先として記入いただく方が属する団体名としてください。

・「x」の部分には、一つの提案主体が複数の地域再生構想を提案する場合に、通番を付してください。地域再生構想が一つの場合は「1」と記入してください。

・「」はハイフン（全角）を用いてください。「-」（長音記号）は用いないでください。